

2008年12月25日

九州経済同友会代表幹事 芦塚 日出美
(九州地域戦略会議・道州制検討委員会副委員長)

税財政制度の検討にあたっての意見 (九州モデルの紹介を含む)

1. 国、道州、基礎自治体の役割分担の明確化

道州制を実現するための税財政制度の検討には、その前提として道州制の下における国、道州、基礎自治体の役割分担を可能な限り明確にする必要がある。

その視点としては、国と地方の相互依存、責任の所在の曖昧さ、二重行政の非効率性を解消し、「内政は地方に」を原則として、社会保障など全国的な統一性を求められる分野についても、国は基本理念や政策の大綱などの基本的事項を示すにとどめ、具体的な制度設計と運用は道州間あるいは基礎自治体間の連携によって幅広く地方が担うことを基本とすべきである。

2. 国と地方の役割分担に見合った財源を確保するための税財政制度の基本的考え方

- (1) 道州と基礎自治体の自主財源確保のため、どのような税目が国税、道州税、市町村税に相応しいかを税の性格・機能面から検討。
- (2) 道州税、市町村税については、地域偏在が小さく、安定性を備えた税体系を構築。
- (3) 現状では、道州と基礎自治体はその固有の税収だけで財政的に自立することは難しいため、地域間の税源偏在を是正するため、「地方共同財源」を創設。
- (4) 道州や基礎自治体が独自の課税自主権を取得することや、道州制の導入に伴い税制を抜本的に見直すことは当然考えられるが、今回は現行税制をもとに検討。

3. 税源配分の基本的考え方

- (1) 役割分担と税源配分をできるだけ一致させ国から地方への移転財源は極力設けない。
国庫補助負担金は原則として廃止する。
- (2) 地方の自主財源を確保するため、国税から地方税への大幅な税源移譲を行う。
- (3) 地域偏在性の大きい税目を中心に、地方共同財源(税)を設ける。

(4) 地方共同財源の創設について

(基本的な考え方)

現在の地方交付税制度は、国から地方自治体への垂直的な財政配分を通して自治体間の財源格差を是正する制度で、各自治体の「基準財政需要額」と「基準財政収入額」の差額を補填している。

しかしこの制度は、基準財政需要額を、国が「標準行政モデル」を作成して中央主導で決めてしまう点に問題があり、中央集権体制を維持するための手段となっている。

したがって、道州制の下における道州間の税源偏在を調整する仕組みは、道州間における自主的な財政調整を原則とすべきである。

(地方共同財源(税))

①「国による垂直調整」でもなく、「地方税の拠出方式による水平調整」でもない、「地方共同財源による財政調整」を行い、税目・税率等は法律で定める。

②地方共同財源の配分基準(財政調整基準)

- ・人口・面積・人口規模(段階補正)などの客観指標を用いて、地域の行政需要を賄うために必要とされる税収額を算定し、道州税・市町村税との差額を配分することで、財政調整を実施する。
- ・道州内の基礎自治体の財政調整は、道州と基礎自治体の具体的な役割が道州ごとに決まることも踏まえ、道州ごとに定める。

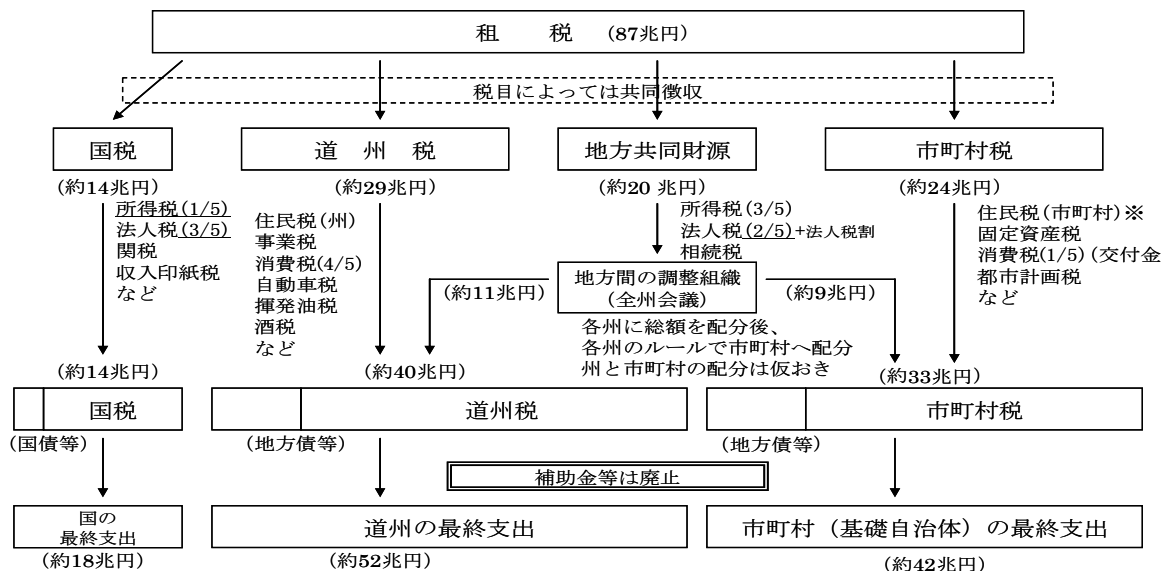
[税源配分案]

	国	地方共同財源	道州	市町村
所得課税	○所得税	○所得税	○個人住民税	○個人住民税
法人課税	○法人税	○法人税 ○法人住民税 (法人税割)	○法人事業税 ○法人住民税 (均等割)	○法人住民税 (均等割) ○事業所税
資産課税		○相続税		○固定資産税 ○都市計画税
消費課税			○消費税 ○地方消費税	○消費税 ○地方消費税
その他	○関税 ○印紙収入		○酒税 ○たばこ税 ○都道府県たばこ税 ○揮発油税 ○軽油取引税 ○自動車税 ○自動車取得税 ○不動産取得税	○市町村たばこ税 ○軽自動車税

税財政制度のイメージ

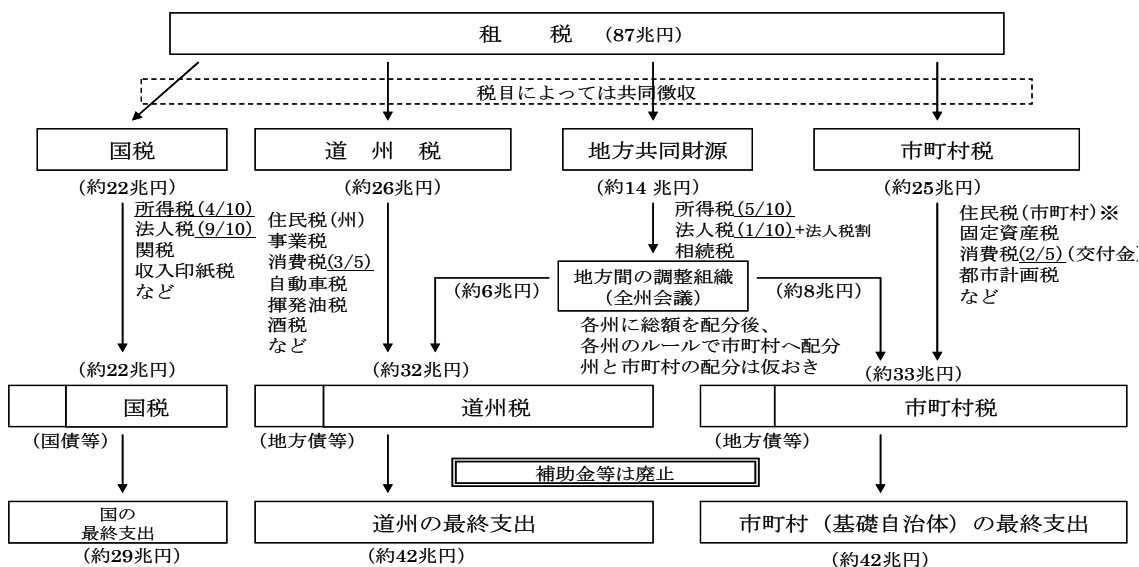
税源配分案に基づいた国、道州、基礎自治体の税収及び支出規模のシミュレーション結果

【A案】 年金は国、医療保険・生活保護は道州の役割として整理した場合



※所得税の2割は市町村税へ移譲 国・道州・市町村の最終支出は公債費除きの純計を推計

【B案】 年金・医療保険は国、生活保護は道州の役割として整理した場合



※所得税の1割は市町村税へ移譲 国・道州・市町村の最終支出は公債費除きの純計を推計

※支出規模からは公債費及び補助金等による国と地方、地方間の移転支出による重複を極力除いた。
 ※平成17年度の国と地方の歳出合計172,6兆円から、公債費(国と地方の合計32,4兆円)、地方交付税交付金16,9兆円、国庫支出金11,1兆円)を控除し、112,2兆円をベースに国・道州・基礎自治体の最終支出規模を試算した。

配分額内訳

シミュレーション結果では現在の国税と地方税の比率 6:4 が道州制の下では 2:8 程度になる

現行
87.1兆円

国 60% (52.3兆円)	都道府県 16% (13.9兆円)	市町村 24% (20.9兆円)
----------------------	-------------------------	------------------------

※都道府県から市町村への消費税交付金分を反映



A案

国 17% (14兆円)	道州 33% (29兆円)	調整財源 23% (20兆円)	市町村(基礎自治体) 27% (24兆円)
--------------------	---------------------	-----------------------	-----------------------------

B案

国 25% (22兆円)	道州 30% (26兆円)	調整財源 16% (14兆円)	市町村(基礎自治体) 29% (25兆円)
--------------------	---------------------	-----------------------	-----------------------------

以上

国と地方の主な役割分担の具体的なイメージ

※医療保険と生活保護などは更なる検討が必要

行政分野	国	道州	市町村(基礎自治体)
主な役割	外交・防衛など国家の存立に関わること	インフラ整備、産業振興など道州全体に関わる広域的事業	住民生活に直接関わる公共サービス全般
外交・防衛・安全	外交・通商、防衛・安全保障 国家公安、大規模災害	警察、広域防災 危機管理	消防・防災
国土・土地利用		河川(複数の基礎自治体を流域とするもの) 山地、森林・水資源の保全 保安林の指定・解除 (水源涵養、防災に関するもの) 海岸(広域)、自然公園 農地等の広域的土地利用調整 農地転用	河川(基礎自治体内で完結) 保安林の指定・解除 (道州管理以外のもの) 海岸(基礎自治体内で完結) 都市計画、まちづくり 農地転用(基礎自治体内で完結)
交通・社会資本	航空保安 海上保安	空港(1種、2種、3種) 鉄道(新幹線を含む) 港湾(重要港湾、地方港湾) 高速道路、州道(現在の地域高規格道路、一般国道、県道の一部を含む) 情報通信インフラ	市町村道(現在の県道の一部を含む)、農道、林道、港湾(道州管理以外のもの)、漁港 上下水道・公営住宅・都市公園・文化施設等の都市基盤
経済・労働	通貨、金融 マクロ経済政策 度量衡 電波監理 公正取引の確保 資源・エネルギー政策	中小企業支援 新産業・新事業の創出促進 観光・企業誘致等の産業振興 職業紹介・職業訓練等の雇用政策 雇用保険 専門的な人材育成、労働基準 国際政策(経済交流など) 農林水産業の振興(圃場整備など農業基盤整備を含む) 農産物等の研究開発	商店街対策 観光・企業誘致等の産業振興(基礎自治体内で完結) 観光施設の整備 景観保護
環境・福祉・保健	地球環境対策 (国際的な枠組みに関するもの) 社会保障の基本的事項 公的年金 感染症対策 医師免許、薬品規制	地球環境対策の実施 (広域・産業等の部門別) 産業廃棄物 医療計画 大学医学部の定数 介護・福祉に関する広域計画 育児・介護休業	地球環境対策の実施 (基礎自治体内で完結) ゴミ・し尿処理・生活環境の保全 地域保健 医療計画(基準病床数の算定等) 高齢者・障がい者等に対する保健福祉介護 医療機関の許可基準・許可 児童福祉・母子福祉 保育所
教育・科学・文化	教育の最低限の水準 航空・宇宙・海洋開発など高度で専門的な科学・技術・学術	教育(小・中・高校の学習内容の設定、州立高校の設置運営など) 大学、公設試験研究機関の設置・試験研究 文化振興(広域)	教育(市町村立学校の設置運営、小中学校の学級編成など) 幼稚園 社会教育(生涯学習の振興等) 地域文化の振興
その他	皇室、司法、標準時刻 税関、出入国管理、検疫 旅券、国籍、戸籍、国政選挙 外国人登録	全国的な統計	住民基本台帳